

## 1. 基本料金（厚生労働大臣の定める基準による）

※平成29年8月1日以降一定以上の所得がある方は、利用料金が1割負担から2割負担または3割負担へととなります。

## (1-1) 訪問看護サービス利用料

| 区 分    | 所 要 時 間      | 利 用 料<br>(介護報酬総額) | 利用者負担額<br>(1割) | 利用者負担額<br>(2割) | 利用者負担額<br>(3割) |
|--------|--------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|
| 訪問看護Ⅱ1 | 20分未満        | 2,660円/回          | 266円           | 532円           | 798円           |
| 訪問看護Ⅱ2 | 30分未満        | 3,990円/回          | 399円           | 798円           | 1,197円         |
| 訪問看護Ⅱ3 | 30分～1時間未満    | 5,740円/回          | 574円           | 1,148円         | 1,722円         |
| 訪問看護Ⅱ4 | 1時間～1時間30分未満 | 8,440円/回          | 844円           | 1,688円         | 2,532円         |

※平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割り増し料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

## (1-2) 介護予防訪問看護サービス利用料

| 区 分      | 所 要 時 間      | 利 用 料<br>(介護報酬総額) | 利用者負担額<br>(1割) | 利用者負担額<br>(2割) | 利用者負担額<br>(3割) |
|----------|--------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|
| 予防訪問看護Ⅱ1 | 20分未満        | 2,560円/回          | 256円           | 512円           | 768円           |
| 予防訪問看護Ⅱ2 | 30分未満        | 3,820円/回          | 382円           | 764円           | 1,146円         |
| 予防訪問看護Ⅱ3 | 30分～1時間未満    | 5,530円/回          | 553円           | 1,106円         | 1,659円         |
| 予防訪問看護Ⅱ4 | 1時間～1時間30分未満 | 8,140円/回          | 814円           | 1,628円         | 2,442円         |

※平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割り増し料金が加算されます。

- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
- ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
- ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%

## (2) サービス提供体制強化加算

関係法令に基づいた下記の費用が、別途利用者負担金に加算されます。

| 項 目          | 利 用 料<br>(介護報酬総額) | 利用者負担額<br>(1割) | 利用者負担額<br>(2割) | 利用者負担額<br>(3割) |
|--------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|
| サービス提供体制強化加算 | 60円/回             | 6円             | 12円            | 18円            |

※以下の算定要件を満たしています。

次のいずれにも適合

- ①すべての訪問看護師等に対して個別の研修計画を作成し、計画に従い研修を実施又は実施予定している。
- ②利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問看護師等の、技術指導を目的とした会議を定期的に開催。
- ③すべての訪問看護師等に対し、健康診断等を定期的に実施。
- ④すべての訪問看護師のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上である。

## (3) その他の加算

| 項 目          | 内 容                                            | 利 用 料<br>(介護報酬総額) | 利用者負担額<br>(1割) | 利用者負担額<br>(2割) | 利用者負担額<br>(3割) | 確認<br>(印) |
|--------------|------------------------------------------------|-------------------|----------------|----------------|----------------|-----------|
| 緊急時訪問看護加算(Ⅱ) | 利用者の同意を得て、計画的な訪問以外に必要な応じて緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある場合 | 3,150円/月          | 315円           | 630円           | 945円           |           |
| 特別管理加算(Ⅰ)    | 特別な管理を必要とするご利用者に対して、計画的に                       | 5,000円/月          | 500円           | 1,000円         | 1,500円         |           |
| 特別管理加算(Ⅱ)    | 管理を行った場合                                       | 2,500円/月          | 250円           | 500円           | 750円           |           |

|                                  |                                                            |           |               |               |                 |  |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------|-----------|---------------|---------------|-----------------|--|
| ターミナルケア加算<br>(介護給付サービス<br>利用者のみ) | ご利用者の同意を得て死亡<br>日前14日以内に2回以上ター<br>ミナルケアを行った時に、<br>死亡月に1回算定 | 25,000円/月 | 2,500円        | 5,000円        | 7,500円          |  |
| 長時間訪問看護加算                        | 特別管理加算の対象者に対<br>して、1回の時間が1時間<br>30分を超える場合                  | 3,000円/回  | 300円          | 600円          | 900円            |  |
| 複 数 名 訪 問 加 算                    | 厚生労働大臣の定める基準<br>を満たす場合であって、同<br>時に複数の看護師等で訪問<br>した場合       | 2,540円/回  | 30分未満<br>254円 | 30分未満<br>508円 | 30分未満<br>762円   |  |
|                                  |                                                            | 4,020円/回  | 30分以上<br>402円 | 30分以上<br>804円 | 30分以上<br>1,206円 |  |
|                                  | 厚生労働大臣の定める基準<br>を満たす場合であって、同<br>時に看護師等が看護補助者<br>と訪問した場合    | 2,010円/回  | 30分未満<br>201円 | 30分未満<br>402円 | 30分未満<br>603円   |  |
|                                  |                                                            | 3,170円/回  | 30分以上<br>317円 | 30分以上<br>634円 | 30分以上<br>951円   |  |
| 初 回 加 算 (Ⅰ)                      | 新規に訪問看護計画を作成<br>したご利用者に対して行っ<br>た場合                        | 3,500円/回  | 350円          | 700円          | 1,050円          |  |
| 初 回 加 算 (Ⅱ)                      |                                                            | 3,000円/回  | 300円          | 600円          | 900円            |  |
| 看護・介護職員連携<br>強化加算(予防なし)          | 訪問介護事業所と連携して<br>行った場合                                      | 2,500円/月  | 250円          | 500円          | 750円            |  |

その他以下に該当する場合は、所定利用料に加算されます。

- ①厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ施設基準（1月あたり延訪問回数が100回以下）に適合する指定訪問看護事業所の看護師が指定訪問看護を行った場合に小規模事業所加算が算定されます。
- ②厚生労働大臣が定める特別地域加算対象地域に居住する方または、中山間地域等に居住する方へのサービス提供加算が算定されます。

## 2. 利用料金のお支払い方法

上記の料金は、1月ごとに計算しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

尚、当院から請求書の発行・送付等を行っておりませんので、翌月15日以降に窓口へご連絡いただき、請求金額をご確認いただきますようお願い致します。

ア、山梨中央銀行の口座から自動引き落とし（毎月25日に手数料99円のせて引き落としさせていただきます）  
イ、病院窓口での現金支払い

## 3. 利用の中止、変更、追加

- ①利用予定日の前に、利用者の都合により（介護予防）訪問看護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- ②サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護師の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

## 4. 利用にあたっての留意事項

### ①定められた業務以外の禁止

定められたサービス以外の業務を事業者依頼することはできません。

### ②（介護予防）訪問看護サービス実施に関する指示・命令

（介護予防）訪問看護サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者は（介護予防）訪問看護サービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

### ③備品等の使用

（介護予防）訪問看護サービス実施のために必要な備品等（電気含む）はご利用者負担とさせていただきます。また、サービス提供に用いる設備、用具等については、安全、衛生に常に注意し、特にご利用者の身体に接触する設備、器具については、サービス提供ごとに消毒した器具等を用います。